

## IEEE OES Japan Chapter Award のガイドライン

2008.12.27

1. IEEE OES Japan Chapter Young Researcher Award を設ける。
2. 対象とする会議は、IEEE OES または IEEE OES Japan Chapter が主催または共催する国際学術会議および国内学術会議とし、Chapter 役員会において定める。
3. 対象会議名は年初に Chapter ホームページに掲載し、IEEE Japan Council に登録する。
4. 選考の対象者は IEEE 会員もしくは受賞時点までに会員申請をすませたもので、39 歳以下の筆頭著者で発表者とする。
5. 受賞者数は対象者の 10%以内、もしくは 5 件以内のいずれか少ない方とする。年 2 回 6 月と 11 月ごろに表彰選考を行なう。
6. IEEE OES からの受賞済み論文は対象外とする。
7. 受賞者は審査委員会において決定する。審査委員長と審査委員は Chapter Chair が任命する。審査委員は委員長を含めて 3 名以上とする。
8. 選考は、論文の内容、発表技術を含めて審査し、審査委員の評点を集計し優秀な論文を選定する。審査委員長は受賞理由を取りまとめて Chapter Chair に報告する。
9. 対象論文の共著者が審査委員に含まれる場合、この審査委員は共著となっている対象論文の選考には関与しない。
10. 推薦者は、別途定める推薦書により候補者を、募集期限内に選考委員会に推薦する。
11. 推薦者は IEEE 会員とする。自薦も受理する。
12. 受賞者には賞状と賞金を授与する。
13. 賞金は受賞者の所得として扱い、受賞者には適正な会計処理を指導する。
14. 受賞決定後すみやかに受賞者氏名、論文題目、受賞理由、授与基準、該当国際会議の論文採択率、受賞候補者総数、受賞者割合、選考委員会の構成を Chapter ホームページに記載するとともに、IEEE Japan Council に通知する。
15. 本ガイドラインを Chapter のホームページに掲載する。